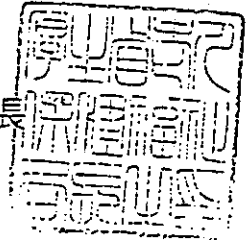


老 発 第 7 8 7 号
平成12年11月24日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核 市市長

厚生省老人保健福祉局長



「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の
実施について」の一部改正について

標記措置の実施については、特段の御配慮をいただいているところであるが、
「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施につ
いて」（平成12年5月1日老発第474号）の別添3「社会福祉法人等による
生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要
綱」の一部を下記のとおり改正し、平成13年1月1日より施行することとした
ので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に対し、本事業の趣旨及び内容の周
知徹底を図られたい。

なお、本事業は、社会福祉法人の自主的な判断に基づくものであるが、都道府
県及び市町村においては、管内社会福祉法人に対し、積極的な実施を依頼すると
ともに、社会福祉法人が実施すると判断した場合には、必ず実施できる体制を整
えていただきたい。また、本事業を必要とする方に利用しやすいものにする観点
から、市町村に相談窓口を設置する等住民に対する制度の周知徹底に特段のご配
慮をお願いしたい。

記

1 3の(7)に次を加える。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に係る利用者負担を減
免する社会福祉法人については、減免総額のうち、当該施設の運営に関し本来
受領すべき利用者負担収入に対する割合が5%を超える部分について、全額を
助成措置の対象とするものとする。

2 4の(3)中「社会福祉法人が実施する」の前に「市町村又は」を加え、「例外的に」を削り、「社会福祉事業を直接経営する市町村をはじめ」を「社会福祉事業を経営する」に改める。

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業実施要綱

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業実施要綱

1 目的
低所得で特に生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を減免することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

1 目的
低所得で特に生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を減免することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

2 実施主体
市町村

2 実施主体
市町村

3 実施方法
(1) 利用者負担の減免を行おうとする社会福祉法人等は、法人所轄庁たる都道府県知事又は指定都市市長若しくは中核市市長（法人所轄庁が厚生大臣である場合は主たる事務所がある都道府県知事）及び法人所在地の市町村長に対してその旨の申出を行う。
(2) 申出を受けた都道府県知事又は指定都市市長若しくは中核市市長は、当該法人が提供するサービスの利用者が居住する市町村に対して、申出があった旨を連絡する。

3 実施方法
(1) 利用者負担の減免を行おうとする社会福祉法人等は、法人所轄庁たる都道府県知事又は指定都市市長若しくは中核市市長（法人所轄庁が厚生大臣である場合は主たる事務所がある都道府県知事）及び法人所在地の市町村長に対してその旨の申出を行う。
(2) 申出を受けた都道府県知事又は指定都市市長若しくは中核市市長は、当該法人が提供するサービスの利用者が居住する市町村に対して、申出があった旨を連絡する。

(3) 対象となるサービスは、法に基づき訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における施設サービスとする。
(4) 減免の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、特に生計が困難である者とする。「特に生計が困難である者」とは、介護保険の高額介護サービス費の上限額が最も低い所得区分に属する者その他これに準ずると市町村が認めたとする。

(3) 対象となるサービスは、法に基づき訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における施設サービスとする。

(5) 市町村は、原則として、利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で、確認証を交付するものとし、申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の減免を行う。なお、生活保護受給者については、減免措置が社会福祉法人等の負担を基本としていない。

(5) 市町村は、原則として、利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で、確認証を交付するものとし、申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の減免を行う。なお、生活保護受給者については、減免措置が社会福祉法人等の負担を基本としていない。

(6) 減免の程度は、利用者負担の1/2軽減から免除までとする。申請者の収入の状況等を勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記載するものとする。

(6) 減免の程度は、利用者負担の1/2軽減から免除までとする。申請者の収入の状況等を勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記載するものとする。

(7) 市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を減免した総額（助成措置のある市町村を保険者とす利用者負担に係るものに限る。）のうち、当該法人の本来自費すべき利用者負担収入（減免対象の介護保険サービスに關するものに限る。）に対する一定割合（おおむね1%）を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その1/2を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。

(7) 市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を減免した総額（助成措置のある市町村を保険者とす利用者負担に係るものに限る。）のうち、当該法人の本来自費すべき利用者負担収入（減免対象の介護保険サービスに關するものに限る。）に対する一定割合（おおむね1%）を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その1/2を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に係る利用者負担を
減免する社会福祉法人については、減免総額のうち、当該施設の運営に関し
本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が5%を超えない部分について、
全額を助成措置の対象とするものとする。

4 留意事項

- (1) 別添1及び別添2の事業との適用関係については、まず、これらの措置の
適用を行う必要に応じて、本事業に基づき社会福祉法人等による
利用者負担の減免措置の適用を行うものとする。
- (2) 介護保険制度における高額介護サービス費等の適用関係については、本事業
に基づき軽減措置の適用をまず行うこととする。軽減措置の適用については、本事業
目として高額介護サービス費の支給を行うものとする。
- (3) 事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるとも
市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が実施することが基本であるが、
等においては、例外的に、当該市町村の判断により、社会福祉事業を営む
他の事業主体においても利用者負担の減免を行い得るものとする。なお、
その場合には、都道府県と協議するものとする。
- (4) 町村部においては、特別養護老人ホームのように、入所者の多くが複数の市町
市町村に分散している場合には、都道府県（指定都市、中核市）を中心に、関係
市町村で相談し、できる限り関係市町村すべてにおいて対応することと望ま
しい。
- (5) 事業の実施主体は市町村であるが、都道府県（指定都市、中核市）を
通じて社会福祉法人等からの助成の申請を受け付けるとともに、都道府県（指
定都市、中核市）は、関係市町村に対し助成額の配分について意見をいうも
のとする。

事項

別添1及び別添2の事業との適用関係については、まず、これらの措置の
適用を行う必要に応じて、本事業に基づき社会福祉法人等による
利用者負担の減免措置の適用を行うものとする。

(2) 介護保険制度における高額介護サービス費等の適用関係については、本事業
に基づき軽減措置の適用をまず行うこととする。軽減措置の適用については、本事業
目として高額介護サービス費の支給を行うものとする。

(3) 事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるとも
市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が実施することが基本であるが、
等においては、例外的に、当該市町村の判断により、社会福祉事業を営む
他の事業主体においても利用者負担の減免を行い得るものとする。なお、
その場合には、都道府県と協議するものとする。

(4) 町村部においては、特別養護老人ホームのように、入所者の多くが複数の市町
市町村に分散している場合には、都道府県（指定都市、中核市）を中心に、関係
市町村で相談し、できる限り関係市町村すべてにおいて対応することと望ま
しい。

(5) 事業の実施主体は市町村であるが、都道府県（指定都市、中核市）を
通じて社会福祉法人等からの助成の申請を受け付けるとともに、都道府県（指
定都市、中核市）は、関係市町村に対し助成額の配分について意見をいうも
のとする。